

第4回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金） 15時00分から16時45分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (19名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和2年7月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地の転用に係る届出書について

議案第3号 農地改良行為届について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会処分）

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（県知事処分）

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

北原 康德委員、 川波 康利委員

7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第4回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。1番 北原委員と4番 川波委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号7を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。
事務局	(報告第2号 番号1を読みあげる) 以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和2年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和2年7月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p>
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和2年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員賛成)
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地の転用に係る届出書についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地の転用に係る届出書について 上記について、次のとおり提出する。</p> <p>本日付 会長名でございます。理由 農地の転用に係る届出書が提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足説明をいたします。</p> <p>位置図の3ページをご覧ください。</p> <p>届出者は四三嶋地区において梨とキウイを作付けしておりますが、収穫後の作業の効率化の為、195㎡を選果場として整備する計画となっております。</p> <p>なお、農地法施行規則第32条第1項第1号の農地の転用の制限の例外により、申請地は200㎡未満の敷地で農業用施設への転用であることから、転用許可不要として農業委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>こちらの農地ですが、農振農用地となっております。ただし、町の方で農業用施設用地としての用途区分の変更が行われています。内容に関しては、町の方で該当するかは確認されております。以上でございます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地の転用に係る届出書についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>事務局から説明があったように、農振農用地であっても、農業施設で200㎡以内なら許可することになっています。ご理解をお願いします。</p> <p>担当委員から説明をお願いします。</p>
6 番	<p>ここは、以前梨畑で地上げして、今はキウイを作られています。そのキウイの選果場を作るということで申請がされています。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第3号の『農地改良行為届について』となっておりますが、番号1、番号2ともに、議案第5号の番号1の宅地分譲への転用に伴うものですので、議案第5号のあとに審議を回したいと思えます。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図11～12ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、13ページの調査書 番号1をご覧ください。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図13ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、13ページの調査書 番号2をご覧ください。</p>

議 長	<p>議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図14ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、14ページの調査書 番号3をご覧ください。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 次に、農地法3条の許可申請で譲受人が町外者の場合には、譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 『申請人』の入室をお願いします。</p> <p>(入室後に)</p>
議 長	<p>それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。</p>
申請人	<p>小郡市の方でマンゴーの栽培をしています。以前は糸島の方で10年以上、畑作はしておりました。筑前町ではハウスでマンゴーを育てていきます。山林のところの畑では野菜を作ります。こちらで農業をするにあたって、先々は、こちらに移り住もうと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p>
18番	<p>先々は、米、麦、大豆等を作ることは考えてありますか。それとも、野菜類のみですか。</p>
申請人	<p>可能性が開ければやってみたいという希望は持っております。取り掛かりがマンゴーだったということで、仕事をえり好みする気はありませんので、もし、米作りが出来る環境がととのえば、是非やってみたいと思っております。</p>
議 長	<p>マンゴーの販売はしてあるんですか</p>
申請人	<p>今年の7月ごろからで、インターネットでの販売予約を10件ほど受けています。小郡市のふるさと納税の返礼品の登録も終わらせて、1件受けております。まずは、売ることよりも実を育てていくことを考えております。</p>
議 長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>ないようですので採決に移ります。 ○○様、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。</p> <p>(退室後に)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 不動産業を営む譲受人は、申請地2,910.68㎡に一体利用する用悪水路78.27㎡を合わせて造成し、11区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。 1区画の広さは概ね200～230㎡くらいです。 また、一体利用する用悪水路の用途廃止は、許可されております。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 通常農地法において造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域内で宅建業の許可を持っている者が行う転用については、例外的に許可が認められることとなっております。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p>
	<p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>ここは、入口の方に両筑の管が通っており、15ページの地図を見ていただきたいんですが、その部分はずして造成されます。両筑の管が通っているところは、地上げして畑として残すということです。あと、雨水、上下水道については、近くまで来ていますので問題はないと思います。15ページの地図を見ていただくと分かるように、周りは宅地になっております。南側に少し田んぼが残っていますがそういうところなのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>上下水道も完備されていますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p>

議 長	残った農地の管理は元の地主がされるんですか。
事務局	議案第3号で後で説明させていただきますが、残った農地に関しましては、10cmと18cm地上げをして、本人管理で使っていくこととなります。ただし、今後どのように使われるかはしっかりと見ていく必要があるのかなと思っております。本来ならば、道とか家が建てれば良いのですが、入口に関しては十分強化して両筑の同意をいただいておりますが、ほかの部分に関しては地役権が入っており、建物が建てられないようになっております。17ページの一番左側黒白でブロックがあるこの部分も農地として導水管があるために、残った状態になっております。所有者がきちんと管理していくか、導水管を傷めないぐらいの工事をして町の方に寄付を出来るようになるかですが、今回は入口のところは位置指定道路で町の方に寄付される形になると思います。
議 長	他に質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第5号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきているため、自己用住宅を建築して筑前町に転居する計画となっております。建物としましては、木造平屋建て、建築面積116.04㎡を建築する計画です。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、上下水管の埋設された西側道路に接しており、500m以内に三輪中学校と稲永病院があることから第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
5 番	ここは、両サイドが住宅になっていきますので、問題はないと思います。雨水は、前に側溝があり、そこに流れるようになっていきます。よろしくをお願いします。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。

<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号の番号 2 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>議案第 5 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 5 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号 3 を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在、妻の実家に住居しており手狭であることから、申請地を購入して自己用住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造 2 階建、建築面積 4 8 . 4 4 m² の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、〇〇-〇、〇、〇の合計 4 7 7 m² については、上下水管の埋設された東側道路に接しており、5 0 0 m 以内に東小田小学校とスマイル歯科があることから第 3 種農地と判断します。 〇〇-〇については、道路に接しておらず、周囲は 1 0 ha 以上の一団の農地につながっているため、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して設置される自己用住宅であることから、第 1 種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。面積的にも第 3 種農地を含めた全体の三分の一を大きく下回るため、こちらの例外にも該当します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号の番号 3 について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
<p>6 番</p>	<p>ここは、一応上下水道が近くまで来ています。場所が少し低くなっていてよく水につかっておりました。ビニールハウスの方にも、地上げしないと水につかるのではないかと聞いていましたが、地上げしないまま、転用されるようです。雨水等の関係は問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>何も問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第 5 号の番号 3 に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 5 号の番号 3 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 5 号の番号 4 について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号 4 を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請地の隣接地にある、あさひ保育園は、駐車場が非常に狭く、園児の送迎や特にイベント</p>

	<p>開催時に周囲に駐車する場所がないため、非常に対応に苦慮しているとの事です。</p> <p>今回、申請地に一体利用し、付け替えする水路29.61㎡を合わせ、新たに20台この分の駐車場を確保する計画となっています。一体利用する用悪水路の用途廃止は、現在手続き中です。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
13番	<p>この保育園は3年前に建てられたものです。その時の児童数の関係でこの部分の申請ができなかったのが、3年経った今回、申請することになったとのこと。農道が狭いため、境界からだいぶ中に入っており、上の田んぼの排水が素掘りで掘ってあるんですが将来的には、側溝にしますとのこと。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在のアパート住まいでは手狭であることから、申請地に自己の住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建、建築面積82.71㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>申請地の横の道路ですが、昔は細い道でしたが、隣が宅地が変わった時に、少し引いて広くはしていますが奥の方が狭いため、今回建築する建物を引いて建てて、4m道路にする計画です。排水は、奥の方から手前にある下水管に繋ぐそうです。上水道は通っていないため井戸を掘</p>

	<p>るとのことです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>自己用住宅ということで、何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号6を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在アパート住まいで住居が手狭であるため、自己の住宅を建築する為の転用申請です。建物としましては、木造2階建、建築面積125.44㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号6について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
10番	<p>事務局から説明があったとおりです。これは、昨年11月の農業委員会で審議された物件です。変更になったのは、譲受人さんが変わりました。前回審議して許可が出た後に、譲受人が購入しないということになった物件です。今回は、自己用住宅兼事務所でしたが、今回は自己用住宅になっています。上下水道は、北側の道路にあります。南側は50cmセットバックするということですので問題はないと思います。雨水は、東側の道路の横に側溝があり、そちらに流されるので問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>自己用住宅ということで、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第5号の番号6は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号7について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号7を読みあげる)</p>
<p>議長</p> <p>13番</p>	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 建設業を営む譲受人は、既存の露天駐車場1, 547㎡を売却したために不足した状況になっており、今回の申請地を造成し、業務で使用する駐車場として利用する計画となっています。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> <p>議長</p> <p>議案第5号の番号7について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p> <p>13番</p> <p>申請人は、建設会社を経営しておられます。資材置き場が欲しかったらしいですが、上の方に、薬師如来があるため、子供たちが年に1から2回お参りに来るため、景観が悪いと地元の方から反対があり、駐車場として利用するという事です。ここは、大雨の時に浸かりやすく泥が流れたりするため、やめてくださいということでした。下にもう一筆田んぼがあるんですが、田んぼから田んぼに用水が流れているため、今の畔から50cmさがって、素掘りで下の田んぼに流しますとのこと。問題はないと思います。</p>
<p>議長</p> <p>会長代理</p>	<p>議長</p> <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>会長代理</p> <p>担当委員の説明のとおりで、問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p> <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号7に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議長</p> <p>議案第5号の番号7は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号の番号8について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>(番号8を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請地において観光いちご園の経営を計画している譲受人は、申請地7, 111㎡のうち1, 420㎡を、いちご園を経営する上で必要な倉庫及び駐車場として転用する計画となっています。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地であり、原則、転用は認められておりませんが、農業用施設用地として区分されているため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えます。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号8について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>ここは、譲渡人が高齢になり、耕作しないということで、朝倉市の方がいちご園をやりたいということでの申請です。事務所の住所を申請地に移されています。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何也没有ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号8に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号8は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地改良行為届について こちらの方は一括審議とさせていただきます。 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>補足説明をさせていただきます。今回申請地は議案第5号番号1の『よかタウン』による宅地分譲への転用に伴うもので、この転用による残地となります。両筑の導水管が地下を通っており、地役権が設定されている為、建物を建築することが出来ず、今後は家庭菜園として利用するために18cmの地上げを行うとのことです。 続けて、番号2のご説明いたします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>補足説明をさせていただきます。番号1と同様に『よかタウン』による宅地分譲への転用に伴うものになりますので、説明は割愛させていただきます。 以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地改良行為届についての番号2について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。</p>
6 番	<p>これは、先ほどの造成の関係のところですか。先ほど、説明しました通り、南側の入口の方が両筑の管が通っているため、地上げして畑として利用するという事です。</p>

議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1、2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1、2は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第4回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 45 終了</p>